

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

No.2455

## 特集Ⅰ

**5S浸透ヘルールブック作る**  
「クリアデスク」徹底し安全確保  
リコーインダストリー東北事業所

## 特集Ⅱ

**はしご・脚立不適切例示す**  
建災防が木建工事で手引き

## ニュース

**精神障害が過去最多に**  
厚労省 労災補償状況で

**労働災害動画 配信しています!**

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」  
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



8  
/  
1

2024

## ■ 災害のあらまし ■

荷物配送の業務委託に従事していた60代の男性配達員（個人事業主A）は、ワゴン車から荷物を降ろして配送先に運んでいたところ、階段で足を滑らして地面に転落。腰の骨を折るなどの大ケガを負った。

## ■ 判断 ■

通常、個人事業主は労働者ではなく経営者と認定されており、特別加入していなければ労災保険の支給はされない。今回の事案では、就労の実態から労働者性が認められたため、業務上災害として認定された。

## ■ 解説 ■

昨今企業は社員としての保険負担を回避するため、雇用するのではなく、業務委託で発注することが増えている。経済的合理性として理解できる点はある。しかしながら、契約上は業務委託でも実態として労働者性が認められるときは、労災認定がなされることあるため注意が必要である。

労働基準法上の労働者として労災保険の支給対象とされるには以下の判断基準がある。

労働基準法第9条で、労働者とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に「使用される者」で、「賃金を支払われる者」とされている。

「使用される者」については、①仕事の依頼、業務従事の指示などに対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③勤務場所・勤務時間の拘束性の有無、④労務提供性の有無から判断する。

「賃金を支払われる者」は、報酬の労務対償性、すなわち報酬の算定・支払方法が雇用されている労働者と同様かどうかで判

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21  
高橋社会保険労務士事務所  
東京会  
所長 高橋 雅人

第367回

断する。具体的に金額の多寡、時給計算されているか、残業手当が支給されるなどである。これらのほか、使用する機械・器具、または設備の負担割合、専属性の程度割合からも労働者性判断の要素とされる。

今回の配達員（個人事業主A）は、発注者の専用アプリを使用しなければ業務遂行ができないこととなっていたため、「使用される者」としての実態が判断材料とされた。労働者として認定されると、今後事業所は労働保険または労働時間数によっては社会保険の負担が発生することとなる。発注者は個人事業主として契約が続行されるにはその実態が雇用とならないように把握しなければならない。

フリーランスについては特定受託事業者に係る適正化等に関する法律が施行される2024年11月1日から労災保険特別加入ができる。この対象となる事業はフリーランスが企業などから受けて行う「業務委託」である。「業務委託」とは企業などがその事業のために他の事業者へ物品の製造、情報成果物の作成、役務の提供を委託することをいう。さらに、企業などから業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合も対象とされる。具体的な業務委託の例として翻訳、通訳が挙げられる。

すでに特別加入として加入できる個人タクシー、個人貨物運送業者や建設業の一人親方、ITフリーランスなどの事業については該当する特別加入団体を通じて加入することは変わらない。前記の事業に該当しない場合、特定フリーランス事業として特別加入団体を通じて加入することとなる。

特別加入者に係る業務上外の認定について、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲は、あく



までも労働者の行う業務に準じた業務の範囲であることが必要である。その理由は特別加入制度の趣旨はその業務の実情、災害発生時状況に照らし合わせて実質的に労働基準法の適用労働者に準じて保護に相応しい者に対して労災保険を適用するものである。したがって、特別加入者の行うすべての業務に対して保護を与えるものではないからである。

今後は幅広い分野で労災保険特別加入ができるようになっていく。具体的には外国書籍の翻訳、海外出張時の同行通訳、ピアノ教室の講師、スポーツジムのインストラクター、広報用のイラスト作成、集計プログラム作成などが挙げられる。

企業は個人事業主へ発注する際に特別加入を確認できる機会が増えるため安心感を持てるようになる。フリーランスの方も業務に起因する災害について補償が受けられるメリットを享受できるので安心して働けることとなる。

現在フリーランスの権利拡大政策が取られている。働き方の多様性に沿って雇用以外の就労者が働きやすい環境づくりは必要といえる。

[www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)